

標準報酬制への移行

共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、給付額及び保険料（掛金・負担金）の算定基礎が「手当率制」から「標準報酬制」に移行します。「標準報酬制」による保険料の算定は、年金だけでなく医療・介護・福祉についても適用されます。

標準報酬制とは

原則として毎年4月から6月までの報酬（基本給+扶養・時間外手当等）の平均額を等級表に当てはめて「標準報酬月額」を決定し、その年の9月から翌年の8月までの各月の保険料（掛金・負担金）の算定基礎とする仕組みです。期末手当等は、「標準期末手当等の額」として保険料の算定基礎となります。

現行（手当率制）・・・ **基本給** × **1.25（手当率）** × 保険料率 = 保険料

※ 手当率・・・扶養手当や時間外手当等を一律に給料の25%とみなして加算

標準報酬制・・・ **基本給** + **諸手当** を等級表に当てはめる ⇒ **標準報酬月額**

標準報酬月額 × 保険料率 = 保険料

報酬の範囲

「標準報酬月額」の算定の基礎となる報酬の範囲は、原則として組合員が自己の労務の対償として受ける「基本給」や「諸手当」です。報酬はその性質に応じて固定的給与と非固定的給与に区分され、標準報酬月額の決定・改定の基礎となります。

固定的給与の例	非固定的給与の例
<ul style="list-style-type: none">・基本給・扶養手当・通勤手当・地域手当・住居手当・管理職手当・初任給調整手当・単身赴任手当・へき地手当（これに準ずる手当を含む）	<ul style="list-style-type: none">・時間外勤務手当・宿日直手当・管理職員特別勤務手当・夜間勤務手当・休日勤務手当・寒冷地手当

※ これ以外でも、各地方公共団体の給与条例等で給与として支給されるものが報酬の範囲となります（現物支給等）。

※ 手当が数ヶ月分まとめて支給されているときは1ヵ月分に換算します。

移行期の標準報酬月額、保険料の算定方法

標準報酬月額は給与支給機関が算定し共済組合で決定します。移行期である今年（平成27年）6月の報酬を基礎に算定し10月から適用します。

《平成27年10月から平成28年8月までの経過措置》

6月の基本給 + **6月の諸手当** を等級表に当てはめる ⇒ **標準報酬月額**

標準報酬月額 × 平成27年10月からの保険料率 = 保険料

平成27年10月の標準報酬月額算定

等級表を使用した算定例で、基本給が同じ30万円の場合です。この標準報酬月額に保険料率をかけて保険料（掛金・負担金）を算定することになります。

＜標準報酬等級表＞

※ 年金（長期給付）の保険料は第30級を上限として算定します。

等級	標準報酬月額	報酬月額
第1級	98,000円	円以上 ~ 円未満 ~ 101,000
第2級	104,000円	101,000 ~ 107,000
第3級	110,000円	107,000 ~ 114,000
第4級	118,000円	114,000 ~ 122,000
第5級	126,000円	122,000 ~ 130,000
第6級	134,000円	130,000 ~ 138,000
第7級	142,000円	138,000 ~ 146,000
第8級	150,000円	146,000 ~ 155,000
第9級	160,000円	155,000 ~ 165,000
第10級	170,000円	165,000 ~ 175,000
第11級	180,000円	175,000 ~ 185,000
第12級	190,000円	185,000 ~ 195,000
第13級	200,000円	195,000 ~ 210,000
第14級	220,000円	210,000 ~ 230,000
第15級	240,000円	230,000 ~ 250,000
第16級	260,000円	250,000 ~ 270,000
第17級	280,000円	270,000 ~ 290,000
第18級	300,000円	290,000 ~ 310,000
第19級	320,000円	310,000 ~ 330,000
第20級	340,000円	330,000 ~ 350,000
第21級	360,000円	350,000 ~ 370,000
第22級	380,000円	370,000 ~ 395,000
第23級	410,000円	395,000 ~ 425,000
第24級	440,000円	425,000 ~ 455,000
第25級	470,000円	455,000 ~ 485,000
第26級	500,000円	485,000 ~ 515,000
第27級	530,000円	515,000 ~ 545,000
第28級	560,000円	545,000 ~ 575,000
第29級	590,000円	575,000 ~ 605,000
第30級	620,000円	605,000 ~ 635,000
第31級	650,000円	635,000 ~ 665,000
第32級	680,000円	665,000 ~ 695,000
第33級	710,000円	695,000 ~ 730,000
第34級	750,000円	730,000 ~ 770,000
第35級	790,000円	770,000 ~ 810,000
第36級	830,000円	810,000 ~ 855,000
第37級	880,000円	855,000 ~ 905,000
第38級	930,000円	905,000 ~ 955,000
第39級	980,000円	955,000 ~ 1,005,000
第40級	1,030,000円	1,005,000 ~ 1,055,000
第41級	1,090,000円	1,055,000 ~ 1,115,000
第42級	1,150,000円	1,115,000 ~ 1,175,000
第43級	1,210,000円	1,175,000 ~

Aさん（一般職・扶養無）

6月支給の給料・手当額

基本給	300,000円
通勤手当	10,000円
時間外手当	20,000円
報酬月額	330,000円

平成27年10月～
標準報酬の等級 第20級
標準報酬月額 340,000円

Bさん（一般職・妻・子2人）

6月支給の給料・手当額

基本給	300,000円
扶養手当	26,000円
通勤手当	5,000円
時間外手当	29,000円
報酬月額	360,000円

平成27年10月～
標準報酬の等級 第21級
標準報酬月額 360,000円

Cさん（一般職・妻・子）

6月支給の給料・手当額

基本給	300,000円
扶養手当	19,500円
通勤手当	10,000円
住居手当	27,000円
時間外手当	33,500円
報酬月額	390,000円

平成27年10月～
標準報酬の等級 第22級
標準報酬月額 380,000円

※ 原則支給月で算定しますので、時間外手当は前月の5月勤務分が算定対象です。
※ 手当が数ヵ月分まとめて支給されているときは1ヵ月分に換算します。

標準報酬の決定・改定の種類

<p>◆ 資格取得時決定</p> <p>組合員の資格を取得した日現在の報酬の額により標準報酬月額を決定し、その年の8月まで適用されます(6月1日から12月31日までの間に資格取得した方は翌年の8月まで適用)。</p>	<p>◆ 標準期末手当等</p> <p>期末手当、勤勉手当はこれまで同様に保険料の対象となります(等級表はありません)。</p>
<p>◆ 定時決定</p> <p>4月から6月までの3ヶ月間の報酬の平均額を基礎に標準報酬月額を決定し、原則としてその年の9月から翌年8月まで適用します。</p>	<p>◆ 産休・育休終了時改定</p> <p>産休または育休を終了して職場復帰後、当該3歳に満たない子を養育するために報酬が下がった場合(1等級以上)に、共済組合に申出をすると改定できます。</p>
<p>◆ 随時改定</p> <p>定時決定後に、3ヶ月の報酬の平均額が著しく変動(2等級以上)するなど、いくつかの条件に該当する場合に標準報酬月額を改定します。</p>	<p>※ 年金給付時の養育特例</p> <p>さらに「育児部分休業」や「育児短時間勤務」を取得している場合は、改定とは別に共済組合へ申出ることにより、将来の年金支給額が改定前の標準報酬月額で計算されます。</p>

組合員の保険料率(掛金率)

平成27年10月から平成28年3月までの組合員ご本人の掛金率です。標準報酬月額、標準期末手等の額に、この掛金率を掛けて保険料を算出します。

(千分率)

区分	長期(厚生年金 退職等年金給付)		短期(医療)		介護	福祉
	70歳未満	70歳以上	75歳未満	75歳以上	40歳以上65歳未満	
一般組合員 特定消防組合員 特別職組合員 市町村長組合員	93.89	7.5	47.0	1.92	5.2	1.56
継続長期組合員 (退職派遣者)	93.89	7.5				
任意継続組合員			94.0		10.4	

※ 長期・・・厚生年金保険料の負担は70歳までとなります。また、これまでの職域年金に代わる退職等年金給付の保険料率が設けられることとなります。

※ 短期・・・75歳以上の組合員は後期高齢者医療制度に移行するため、育児・介護休業手当金分のみの率となります。

※ 介護・・・65歳以上の組合員は第1号被保険者として、本人が直接市町村に保険料を納めます。

標準報酬月額決定・改定通知書の見方

標準報酬月額が決定または改定したときは、その都度「標準報酬 決定・改定通知書」を発行します。通知書は職場の共済事務担当係を通じ組合員の皆様へお届けします。期末手当等が支給されるときは「標準期末手当等 決定通知書」を発行します。

◆ 決定・改定事由

決定・改定の種類が表示されます。移行期である平成27年10月は表示されません。

◆ 適用開始

新等級の標準報酬月額で保険料計算を開始する年月です。

標準報酬 決定・改定通知書			平成27年 ○ 月 ○ 日 福島県市町村職員共済組合	
○○市			下記のとおり標準報酬を決定・改定しましたので、通知します。	
共済 太郎 様			決定・改定事由	適用開始
			-----	平成 27 年 10 月
区 分			標準報酬等級	標準報酬月額
新等級	短期		第 21 級	360 千円
	長期	厚生年金	第 21 級	360 千円
		退職等年金給付	第 21 級	360 千円
従前等級	短期		第 級	千円
	長期	厚生年金	第 級	千円
		退職等年金給付	第 級	千円

◆ 従前等級・標準報酬等級・標準報酬月額

移行後に改定や定時決定した場合に、それまでの等級や月額を表示します。移行期は空欄となります。

◆ 新等級・標準報酬等級・標準報酬月額

算定基礎月をもとに新たに決定・改定した場合に、その等級と月額を表示します。移行期の等級・月額はこの欄に表示します。

◆ 短期、長期（厚生年金、退職等年金給付）

短期は医療、介護、福祉事業に係る保険料の算定に、長期は厚生年金、退職等年金給付に係る保険料の算定に用いられます。長期は第30級が上限のため、短期と長期で等級が異なることがあります。

その他 一元化による関連事項

短期給付では・・・

掛金・負担金の算定基礎が『手当率制』から『標準報酬制』に移行されることに伴い、休業給付（傷病手当金、出産手当金、育児休業手当金及び介護休業手当金）及び災害給付（弔慰金、家族弔慰金及び災害見舞金）の算出方法が変わります。

手当率制では基本給を基に算出した給料月額に手当率を乗じて給付額を算出していますが、標準報酬制移行後は標準報酬月額を基に給付額を算出することになります。

貸付事業では・・・

標準報酬制が導入されますが、貸付金の限度額は従来どおり給料月額（基本給）を基に計算しますので、貸付申込書には、給料月額を記載してください。

福祉互助会では・・・

福祉互助会の掛金は、標準報酬月額を基に算定しますので、10月から掛金が変わります。